

## 予防接種法施行規則の一部を改正する省令案の概要

### (1) 改正案の概要

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったことその他の特別の事情があることにより、定期の予防接種（インフルエンザに係るものを除く。）を受けることができなかつたと認められる者について当該予防接種の機会を確保するため、予防接種法施行令を改正することとしている。

当該政令改正に伴い、必要な事項を定める。

### (2) 改正内容

- ・ (1) の長期にわたり療養を必要とする疾病として、以下のものを規定する。
  - ① 先天性免疫不全症その他の免疫の機能に異常を生じさせる疾病
  - ② 白血病その他の免疫の機能の抑制を生じさせる治療が必要な疾病
  - ③ ①及び②と同等に予防接種を受けることが適当でないと認められる疾病
  
- ・ (1) の「特別の事情」として、以下のものを規定する。

定期の予防接種の対象年齢の間に、

  - ① 長期にわたり療養を必要とする疾病に継続してかかっていたこと
  - ② 臓器移植を受けたこと等により免疫の機能の抑制を生じさせる治療を受けていたこと
  - ③ ①及び②に準じる理由があつたこと

によりやむを得ず予防接種を受けることができなかったこと
  
- ・ 結核に係る定期の予防接種については、当該政令改正により接種することができる特例の期間は4歳に達するまでの間に限るものとする。
  
- ・ 急性灰白髄炎の予防接種について、予防接種を受けることが適当でない者として規定している妊娠していることが明らかな者を削除する。

### (3) 根拠法令の条項

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項

### (4) 公布日

平成25年1月下旬（予定） ※政令の公布日

### (5) 施行期日

公布日